

## あっせんの申立て事案の概要とその結果（2021年度第1四半期）

## その他

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	令和元年度(あ)第63号
申立ての概要	改ざんされた融資審査資料により締結させられた金銭消費貸借契約にもとづく不動産関連融資について対象不動産の実際の売買価格と評価額の差額分の賠償、及び、当該融資に関し過大に支払った利息の返還要求
申立人の属性	個人(30歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>私は、B銀行から投資不動産用に融資を受けたが、本件融資の審査資料として、不動産業者を通じてB銀行に提出した資料は改ざんされており、B銀行は当該資料原本と提出資料を照合することなく、不適切な融資審査により、私の資産状況に照らして高額な本件融資を実行し、当該融資を受けて本件不動産を評価額とは大きく乖離した売買価格により購入することとなったことから、当該乖離による差額分の賠償を求める。</li> <li>また、私はB銀行に対して、本件融資に基づく約定利息を支払っているが、元来上記不動産価格に係る差額分の融資は不要であり、当該融資額に係る約定利息は支払う必要がなかったものであるから、過大に支払った利息相当額の返還を求める。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>当行は、Aさんから投資用不動産購入のための借入れ希望を受けて、本件融資を実行した。</li> <li>本件の貸出審査に当たっては、行内規定にもとづき、原本照合が必要な書類の確認は行っており、そのうえで本件融資の契約に至った。ただし、一部資料については原本確認を行っておらず、また、Aさんと審査前の面談は行っていなかった。</li> <li>当行は、本件不動産の評価に当たっては、外部評価会社の評価額によって対応しており、当該評価額を前提として、融資額についてはAさんの意向を踏まえて決定したものである。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立て受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2020年2月4日及び2021年1月26日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>あっせん委員会は、B銀行に対して、融資審査資料の原本を確認していないこと等を踏まえると、銀行には適正な審査を行った上で融資の可否を判断する</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	<p>という顧客からの期待に応える義務があるところ、B銀行はその期待されるレベルの義務の提供を行っていなかったこと等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• その上で、あっせん委員会は、B銀行に本件融資金利下げを検討し提示を求めたうえで、B銀行が提示した金利引下げ提案を踏まえたあっせん案を提示した。</li> <li>• その結果、あっせん案について、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>• 2021年6月11日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	--

<b>事案番号</b>	令和2年度(あ)第76号
<b>申立ての概要</b>	一方的に終了された団体総合生活補償保険に係る損害賠償請求
<b>申立人の属性</b>	個人(40歳台)
<b>申立人(Aさん)の申立内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• B銀行との間で締結していた住宅ローンについて、本件ローン契約時において付帯していた団体総合生活補償保険が、B銀行の都合により、一方的に終了されたことから、本件保険の付保終了後、本件ローンの完済までの間に、同種の保険を付保する場合に必要となる費用の負担を求める。</li> <li>• 私が、多数の銀行の中から、B銀行を住宅ローンの借入先として選択したのは、無料で本件保険が付保されるというサービスがあったからであり、B銀行が一方的にその付保を終了するのは不当である。</li> </ul>
<b>相手方銀行(B銀行)の見解</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当行担当者は、本件ローン契約時にAさんに対し、本件保険の注意事項として、当行の都合により、本件保険の内容を変更又は取扱いを中止する旨を説明しており、Aさんも内容を確認した上で本件保険に加入している。</li> <li>• 当行は、本件保険の付保の終了に当たり、あらかじめ相応の予告期間を設け、顧客への通知を行うなど、一定の配慮をしている。</li> </ul>
<b>あっせん手続の結果</b>	<p><b>【申立て受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2021年5月17日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>• あっせん委員会は、B銀行に対して、本件保険の付保が、住宅ローンに付帯するサービスであり、本件住宅ローンの借入期間の中途において本件保険の付保が終了するリスクがあることについて、注意を促したり、注意事項の内容を補足するなどの説明を行った事実がないことからすれば、極めて抽象的な注意事項の記載のみをもって、B銀行が本件保険の付保を終了したことを正当化し得るかどうかについては、疑問が残ることを指摘した。</li> <li>• その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。</li> <li>• その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>• 2021年5月17日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	令和2年度(あ)第100号
申立ての概要	説明不十分で購入させられたファンドラップの手数料相当額の返還要求
申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行から購入したファンドラップの手数料相当額の返還を求める。</li> <li>・ 私は、B銀行担当者から、定期預金よりも利率が良い商品との説明を受け、本件商品を購入するに至った。</li> <li>・ 私は、本件商品に手数料がかかることは理解していたが、複数の手数料がかかることの説明はなく、これほど高額の手数料になるとは思っていなかった。</li> <li>・ 本件商品購入後に、商品内容に関する質問をしたところ、B銀行担当者は後日回答すると言っていたが、その後、回答されておらず、適切なアフターフォローがされていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、Aさんの投資意向を確認し、本件商品を勧めたところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。</li> <li>・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。</li> <li>・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて、本件商品の内容、元本割れリスク、手数料等について説明を行っているが、信託報酬は、本件商品の基準価格に組み込まれている費用であるため、具体的な金額での案内はできず、信託報酬率を説明している。</li> <li>・ 当行担当者は、Aさんからの質問に一部回答していない部分があり、Aさんへのアフターフォロー等において至らなかった点があったことは認める。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立て受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2021年2月18日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品の購入額が高額であるため、より少額な投資から始めることを促すなどの配慮があってもよかったこと、またAさんに対してより適切なアフターフォローをするべきではなかったか等を指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 2021年5月28日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	令和2年度(あ)第121号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外貨建て債券の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)

<p>申立人(Aさん)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行で購入した外貨建て債券について、為替レートの影響により損失を被ったので、元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・ 私は、B銀行担当者から、本件商品は、為替リスクはあるものの、長期的には為替レートは元に戻る可能性もあり、その時に売却すれば損は出ないとの説明のみを受け、為替リスクについて十分な説明はなかった。</li> <li>・ 私は本件商品に為替リスクがあることは理解していたが、これほどまでに莫大な含み損が出るものとは思っていなかった。</li> </ul>
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、Aさんの投資意向を確認し、資産運用の提案を行ったところ、Aさんは本件商品について関心を示し、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。</li> <li>・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。</li> <li>・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料やオンライン端末を用いて本件商品の内容、手数料、為替リスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
<p>あっせん手続の結果</p>	<p><b>【申立て受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2021年5月10日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

<p>事案番号</p>	<p>令和2年度(あ)第122号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>説明不十分で購入させられた仕組債の元本割れ相当額の損失補てん要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>個人(50歳台)</p>
<p>申立人(Aさん)の申立内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行の紹介でC証券会社から購入した仕組債3本の元本割れ相当額の損失補てんを求める。</li> <li>・ 私は、B銀行担当者からC証券会社を紹介されて、本件商品を購入するに至った。</li> <li>・ 私は融資に係る金利改定交渉のためB銀行を訪れた際に、B銀行担当者から本件商品の提案を受けた。</li> <li>・ 私は、本件商品は、C証券会社からの購入になることは理解していたが、C証券会社担当者とは本件商品の契約時に会ったのみで、本件取引はB銀行とC証券会社とが一体となっていて行っていると考えていた。</li> <li>・ 私は、B銀行担当者からもC証券会社担当者からも、本件商品のリスクなどについて十分な説明を受けていない。</li> </ul>

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、Aさんが証券会社の商品に興味を持たれていることを聴取し、C証券会社を紹介するに至った。</li> <li>・ 当行担当者は、AさんにC証券会社の商品を紹介するに当たっては、以後はC証券会社の業務となることについて、所定の書面を用いて説明し、Aさんの同意を得ている。</li> <li>・ 本件商品はC証券会社が販売したものであり、商品内容等の説明はC証券会社担当者が行っているものの、当行担当者の対応について、行内ルール上望ましくない対応があったことは認める。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立て受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2021年5月11日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	令和2年度(あ)第123号
申立ての概要	不十分な説明で購入させられた仕組債の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん) の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行から紹介を受けたC証券会社から購入した仕組債の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・ 私は、C証券会社担当者による本件商品の勧誘、説明の際に、B銀行担当者が同席していたことから、B銀行と取引したと認識し、本件商品を購入した。</li> <li>・ 私は、B銀行を信頼していたので、C証券会社担当者から、本件商品の内容やリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件商品を購入した。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、Aさんとの資産運用等の話をする中で、Aさんが他の証券会社との取引経験があることが分かったので、C証券会社を紹介できることを案内したところ、Aさんが関心を示したため、C証券会社を紹介した。</li> <li>・ 当行担当者は同席してはいたものの、C証券会社担当者がAさんに本件商品の内容やリスク等を説明の上、販売したものであることから、当行担当者に説明責任はない。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【事情聴取前に申立て取下げ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、適格性審査実施後、Aさんからあっせん委員会に対して申立取下書が提出されたことから、2021年4月26日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

事案番号	令和2年度(あ)第125号
------	---------------

申立ての概要	不十分な確認手続で名義人に許可なく払い戻された預金の返還要求
申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私名義の定期預金2件が親族Cにより全額解約のうえ払い戻されたが、その解約等についてB銀行は私の意思を確認していないことから、払い戻された預金相当額の支払いを求める。</li> <li>・ 私は、以前、定期的にCに金銭を渡し、その資金を管理するために、Cに連れられてB銀行で本件商品を作成した。</li> <li>・ 私は事情があり家を出てCとの連絡を絶っていたところ、突然、B銀行から本件商品の解約通知が届いた。</li> <li>・ 私は、本件商品の解約及び資金の払戻しについてB銀行から意思確認を求められておらず、B銀行は、Cを私から委任を受けた代理人として解約に応じたことと主張するが、私は連絡を絶っていたためCに委任した事実はない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行は、Cさんが本件商品の預入手続を行っており、解約の際は、CさんにAさんとの関係を確認し、Aさん及びCさんの本人確認書類の提示を受け、Cさんが口座名義人であるAさんの代理人であると判断して解約に応じた。</li> <li>・ 当行は、後日、Cさんから、本件商品は、ペイオフ対策のために自身の資金を複数の金融機関に、Aさんも含めた複数の名義で預け入れたものであることを聴取し、Cさんが真の出捐者であると判断しており、またAさんからは本件商品の管理をCさんに任せていたとの発言もあり、本件商品の解約には問題はなかったと認識している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立て受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2021年5月13日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	令和2年度(あ)第133号
申立ての概要	解約した憶えのない定期預金の払戻要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私が30年以上前にB銀行に預け入れた定期預金について、解約した憶えがなく、本件預金の通帳の再発行を求める。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行内で調査を行ったが、本件預金は、解約・払戻済みであると推測されており、Aさんの申立てに応じることはできない。</li> <li>・ 預金の払戻しに当たっては、預金者において、預金債権の存在を立証すべきであるところ、Aさんは、通帳を提示していないことから、当行としては、本件預金が存在するものとして取り扱う理由がない。</li> </ul>

あっせん 手続の結果	<p><b>【申立て不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あっせん委員会は、本件はB銀行において開設したAさん名義の定期預金を引き継いだ、新たな定期預金通帳の再発行を求める事案であり、B銀行にAさんの預金が存在するか否かについては、詳細な事実確認をすることが必要となるが、本紛争解決手続においてこれを行うことは著しく困難であることから、業務規程 27 条(あっせん手続を行わない場合)の1項5号(当事者から提出された書面等、資料・証拠書類等および事情聴取等によって紛争の核心となる事実の確認をすることが著しく困難である場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として 2021 年4月7日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>
---------------	--

事案番号	令和2年度(あ)第 136 号
申立ての概要	相続により取得した資金に係る預金の払戻請求
申立人の属性	個人(70 歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>私は、亡母CがB銀行に保有していた預金を、相続手続書類を提出し相続のうち、B銀行に私名義の預金口座を作成した。このうち当該預金の一部についてはCの生前意向を踏まえ私の弟に送金したが、送金してもなお預金残高があるはずのため、その払戻しを求める。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>当行において、Aさんが相続手続を行ったとする時点から 10 年以上が経過し、相続書類等の保管期限が経過していることから、相続手続の有無を確認できず、当行の調査では、Aさんの主張する預金口座の存在は確認できないため、払戻請求には応じられない。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立て不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あっせん委員会は、本件はB銀行のAさん名義の預金口座が現在も存在しているか否かが紛争の核心となる事実であるところ、B銀行の調査では、Aさん名義の預金口座の存在は確認することができず、Aさんが主張する経緯によりB銀行にAさん名義の預金口座が作成され、当該預金口座に残高があるのかどうかの確認は著しく困難であることから、業務規程 27 条(あっせん手続を行わない場合)の1項5号(当事者から提出された書面等、資料・証拠書類等および事情聴取等によっては紛争の核心となる事実の確認をすることが著しく困難である場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として 2021 年5月6日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

事案番号	令和2年度(あ)第 140 号
申立ての概要	経営者保証ガイドラインにもとづく弁済計画案への同意要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>私の申立外D金融機関における通知預金について、D金融機関に優先的に弁済するとの私の保証債務の任意整理にかかる弁済計画案に、B銀行が同意</li> </ul>

	<p>するよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私は、C法人の代表者であったが、B銀行及び申立外D金融機関のC法人に対する債務について、保証債務を負っていたところ、C法人の民事再生手続が終了したことから、経営者保証に関するガイドラインに沿って、保証債務の任意整理を行うことを申入れしていた。</li> <li>私はD金融機関の通知預金の原資は当初再生計画で必要とされた納税のための代り金としてD金融機関から融資を受けたものであり、当該納税が不要となったことから、任意整理の弁済計画案では、当該通知預金の資金をD金融機関に優先弁済した。</li> <li>優先弁済したことで、B銀行は急に弁済計画案に同意しないとの立場に変わってしまったが、B銀行担当者も承知していたのであるから、B銀行は当該弁済計画案に同意すべきである。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>AさんのD金融機関における通知預金はAさんの一般財産であり、優先的にD金融機関に弁済するという弁済計画案は債権者公平の原則に反していることから、当行は当該弁済計画案に同意できない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立て不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あっせん委員会は、本件について、Aさんが自身の保証債務の任意整理に関し、B銀行担当者が弁済計画案に同意したと主張し、B銀行に対して本件弁済計画案に同意することを求める事案であるが、B銀行が本件弁済計画案に同意するかどうかは、加入銀行の取引方針に関する事項であり、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないというべきであるから、業務規程 27 条(あっせん手続を行わない場合)の1項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として 2021 年5月7日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

事案番号	2021年度(あ)第2号
申立ての概要	経営者保証ガイドラインにもとづく連帯保証の解除要求
申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>私はB銀行に対し、株式会社C社の債務に関わる私との連帯保証契約の解除を求める。</li> <li>私がC社の100%株主かつ代表取締役であった当時、私はC社がB銀行から融資を受ける際の連帯保証人となっていた。その後、C社の全株式をD社に売却し、C社の取締役を退任したことから、私はB銀行に連帯保証契約の解除を求めたが、受け入れられなかった。</li> <li>本件債務については、現状、D社及びD社代表者が連帯保証人となっており、これは「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」にいう、二重徴求に当たり、なおかつ私はすでにC社の経営にも関与してい</li> </ul>



	ないことから、B銀行は、株主でもなく取締役でもない私の連帯保証契約を解除すべきである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C社の債務は、現状、弁済が滞っている状態にあり、また、当該債務に係るD社及びD社代表者による連帯債務については、その両者のいずれにも信用不安があると認識しており、このような状況にあつては、Aさんとの連帯保証契約の解除には応じられない。なお、本件連帯保証債務は、上記ガイドライン特則の適用以前の案件である。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立て不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、本件について、B銀行が連帯保証契約の解除に同意するか否かは、加入銀行の取引方針に関する事項であり、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないというべきであるから、業務規程 27 条(あっせん手続を行わない場合)の1項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でない認められる場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として 2021 年6月4日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

事案番号	2021 年度(あ)第7号
申立ての概要	経営保証ガイドラインに基づく連帯保証の解除要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社はB銀行に対し、当社の債務に係るCとの連帯保証契約の解除を求める。</li> <li>・ 当社は組織変更に伴い、代表社員であったCが退任し、経営から離れたことから、B銀行に対して当社の債務に係るCとの連帯保証契約の解除を求めたが、受け入れられなかった。</li> <li>・ 本件債務については、現状、当社及び当社の代表取締役が連帯保証人となっており、Cは経営を離れていることから、B銀行は、『経営者保証に関するガイドライン』及び同特則における既存の保証契約の適切な見直しとCの保証人脱退を認めるべきである。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行は、組織変更前の代表社員であったCに経営責任を免れる余地はなく、A社の資力が限定的と考えざるを得ない状況から、無条件での保証人脱退には応じることができない。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立て不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、B銀行が旧代表者の連帯保証契約の解除に応じるか否かは、B銀行の経営方針及び融資態度を問題にするものであることから、業務規程第 27 条(あっせん手続を行わない場合)の1項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でない認められる場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として 2021 年6月3日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

以上